

## 組立保険

工事中の建物、資材を補償する保険です。会員さまが請負う電気設備工事等を補償します。元請工事だけでなく、下請として受注された工事も補償します。

### 基本契約

工事期間中かつ保険期間中に不測かつ突発的な事故によって保険の対象（電線等）に生じた損害を補償します。



工事作業場内で夜間、電線が盗難にあった。



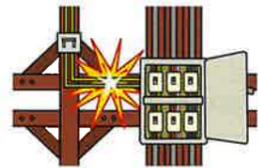
作業ミスによる損害

### 保険金額（補償限度額）

対象工事の請負金額  
被保険者自己負担額…1事故につき2万円

### オプション契約

工事の対象物の引渡し後、請負契約書の定めにより、負うべき契約不適合責任のうち、不測かつ突発的な事故によって保険の対象（電線等）に生じた損害を補償します。（補償期間は請負契約書上の保証責任期間かつ12か月限度）



電気配線工事において、工事期間中の作業の欠陥により、引渡し後1か月目に受電盤が発火し、焼損した。

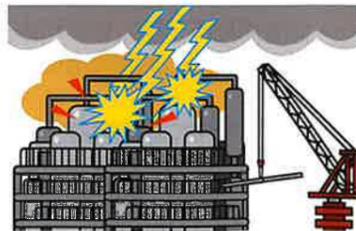
### 保険金額（補償限度額）

対象工事の請負金額  
被保険者自己負担額…1事故につき損害額の20%または10万円のいずれか高い金額

### 保険の仕組み

組立保険は、

- ①すべての電気・受変電設備工事・組立工事において、工事期間中かつ保険期間中に発生した火災、暴風雨、作業ミス等の不測かつ突発的な事故によって、工事の目的物や工事用仮設建物等の保険の対象に生じた損害や、工事の対象物の引渡し後、請負契約書の定めにより、負うべき契約不適合責任のうち、不測かつ突発的な事故によって保険の対象に生じた損害（補償期間は請負契約書上の保証責任期間かつ12か月限度）に対して、保険金をお支払いします。
- ②被保険者（保険の対象の所有者）は、発注者、受注者（元受業者）、下請人となる専門工事業者、機材のメーカーや供給者等、すべての工事関係者とし、保険申込書および保険証券の記載によりこれを指定します。



## 補償の対象

### (1) 保険の対象工事

対象工事の例	(具体例)
電気・受変電設備工事	変圧器、遮断器、配電盤、整流器、変流器、変成器および電気配線等の受変電設備の据付工事

保険期間内着工または施工しているすべての電気設備工事が対象です。

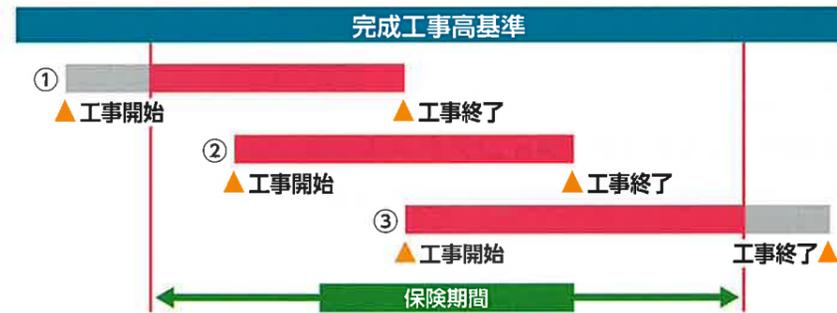
**(ご注意) 次に掲げる工事は対象工事に含まれません。**

1. 分解、解体、撤去、または取片づけを主体とする工事
2. 土木工事を主体とする工事（土木工事保険の対象となります。）
3. 海外で行なう工事
4. 1工事あたりの請負金額が100億円を超える工事
5. 建築工事を主体とする工事
6. 船舶にかかわる工事、海上浮揚物件（浮棧橋、ポンツール、ブイ等）にかかわる工事

### 共同企業体工事の取扱い

甲型（共同施工方式）共同企業体による工事については、工事全体をこの特約の対象とし、共同企業体における保険契約者の請負契約比率に応じて保険金として支払います。

乙型（分担施工方式）共同企業体による工事については、保険契約者の分担工事部分のみをこの特約の対象とします。



お客さまが保険期間内に着工または施工しているすべての電気・受変電設備工事となります。（保険期間開始前に着工されている工事も対象工事となります。）  
\*①、②および③の塗りつぶし部分が対象工事となります。

### (2) 保険の対象物

保険の対象は工事現場における以下のものとなります。

- ①保険証券記載の工事の対象物およびその材料
- ②仮枠、足場、電気配線、配管、電話・伝令設備、照明設備等の工事用仮設物
- ③現場事務所、宿舍、倉庫その他の工事用仮設建物およびこれらに収容されているじゅう器・備品（家具、衣類、寝具、事務用具および非常用具に限ります。）

### ! 保険の対象に含まれない物がありますのでご注意ください。

- 据付機械設備等の工事用仮設備（据付費および付帯設備工事費を含みます。）および工事用機械器具・工事ならびにこれらの部品
- 航空機、船舶、水上運搬用具、機関車または自動車その他の車両
- 設計図書、証書、帳簿その他これらに類する物
- **通貨、有価証券、その他これらに類する物**
- 触媒、溶剤、冷媒、熱媒、ろ過材、潤滑油その他これらに類する物
- 原料または燃料その他これらに類する物

(3) 保険の対象事故

保険の対象	保険の対象の範囲
①施工上の作業に伴い発生する事故	ア. 従業員、労務者またはこれら以外の第三者の取扱上の未熟、拙劣、過失などに起因するものまたは発生するもの イ. 工法または組立作業の欠陥に起因するもの ウ. 設計、材質、製作の欠陥が原因となるもの など
②外来的な事故	ア. 土地の沈下・隆起、地すべり、土砂崩れ イ. 暴風雨、高潮、洪水、氾濫、落雷、冷害またはこれらに類似の自然現象 ウ. 航空機またはその一部の落下による事故 エ. 盗難 など
③その他の事故	火災、爆発、破裂やショート、アーク、スパーク、過電流などの電氣的現象による事故 など



補償の内容

詳細は普通保険約款・特約集（以下「普通保険約款」と言います。）によりますが、ご不明な点がございましたら、取扱代理店または引受幹事保険会社までお問い合わせください。

(1) 保険金をお支払いする主な場合

次の要件を満たす保険期間中に生じたすべての損害に対して保険金を支払ういわゆるオールリスク補償形式をとっています。

- ①工事現場において生じた損害であること
- ②不測かつ突発的な事故によって生じた損害であること
- ③保険の対象について生じた損害であること

オプション契約

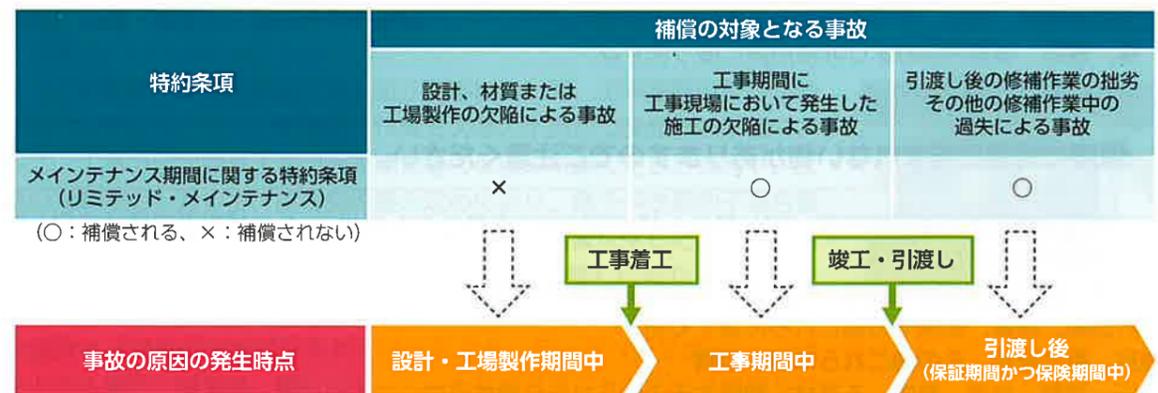
● メンテナンス期間に関する特約（リミテッド・メンテナンス）

引渡し後12か月以内の請負契約上の保証期間\*1かつ保険期間中に生じた事故

\*1 この期間を「メンテナンス期間」とします。

請負契約書の定めにより、発注者以外の被保険者（補償を受けられる方）が発注者に対して自らの費用で復旧すべき責任を有する損害のうち、請負契約上の補修期間（メンテナンス期間）中の修補作業の拙劣・過失や引渡前の工事期間中の施工の欠陥により、工事終了後引渡から12か月以内かつメンテナンス期間中に発生した事故によって、引渡しの完了した保険の対象に発生した損害を補償いたします。具体的な補償内容は次の通りです。

- ①被保険者（「発注者」を除きます。）が工事請負契約書に従って行う補修作業の拙劣もしくは過失による事故によって生じた損害
- ②保険の対象についてその引渡し前の工事期間中に工事現場において発生した組立作業（試運転および負荷試験を含みます。）の欠陥による事故によって生じた損害



(2) 保険金をお支払いできない主な場合

保険金を支払わない場合	補足説明
①保険契約者等の故意または重大な過失による損害【第2条(1)の①】	保険契約者、被保険者もしくはこれらの者の法定代理人または工事現場責任者の故意または重大な過失による損害に対しては、公序良俗に反するため、保険金は支払われません。また、ここにいる「工事現場責任者」とは施工管理技士、監理（主任）技術者または現場代理人などの工事現場の最高責任者を指しています。 一方、保険契約者、被保険者もしくはこれらの者の法定代理人または工事現場責任者以外の従業員の故意または重大な過失を原因とした事故による損害は補償されます。これは、保険契約者、被保険者もしくはこれらの者の法定代理人または工事現場責任者の意思とかわりがないためです。ただし、このような事故が保険契約者、被保険者もしくはこれらの者の法定代理人または工事現場責任者の指示によって生じたり、従業員の選任、工事の管理などに著しく不備がある場合を除きます。
②工事以外の用途に使用された場合の損害【第2条(1)の②】	保険の対象の引渡し前にその一部または全部が工事以外の用途に使用される場合は、管理が工事現場責任者の手を離れたり、新たに使用による危険が生じたりしますのでその使用によってその部分に生じた損害に対しては、保険金は支払われません。例えば、増設工事などの場合において発注者が使用している既設のボイラが故障したため、保険の対象である試運転中のボイラを一時これに代えて使用した際、誤操作などにより発生した損害がこれに該当します。
③保険の対象の性質またはその自然の消耗もしくは劣化による損害【第2条(1)の③】	保険の対象の性質または自然の消耗（さび、スケール等を含みます。）それ自体の損害は一定の気候風土、一定の使用、保管状態においてはその自然の成行きとして、時の経過とともに不可避免的に発生する損害（例：鉄鋼品の腐食、セメントの風化変質、コンクリートのひび割れなど）であり、不測性に欠けるので、保険金を支払いません。 しかし、これらが原因となって生じた損害に対しては原因のあった当該部分も含め保険金を支払います。例えば、鉄骨のさびそのものによる損害に対しては保険金を支払いません。しかし、そのために鉄骨が荷重により折れたことによって構造物全体が倒壊したような場合は、構造物全体に対して保険金を支払います。
④紛失・盗難の損害【第2条(1)の④および組立保険追加特約】	損害発生後30日以内に知ることができなかった盗難や、在高調査の際に見発された紛失または不足による損害に対しては、立証が困難であり、モラル・リスクの観点からも保険金を支払いません。
⑤被保険者でない者による保険金の不法取得のための故意もしくは重大な過失または法令違反による損害【第2条(1)の⑤】	被保険者でない者が保険金の全部または一部を受け取るべき場合において、その者またはその者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反による損害に対しては、保険金を支払いません。ただし、他の者が受け取るべき金額については除きます。
⑥戦争・暴動・騒擾・労働争議等による損害【第2条(2)の①、②および③】	戦争・暴動・騒擾・労働争議その他の事変による損害に対しては、直接的なものであれ、間接的なものであれ、保険金を支払いません。
⑦官公庁による差押え等による損害【第2条(2)の④】	官公庁による税金滞納による差押えや不法建築による取壊しなどの損害に対しては、本来の保険事故ではないので保険金を支払いません。ただし、火災の延焼防止のために行われる場合を除きます。
⑧地震もしくは噴火またはこれらによる津波による損害【第2条(2)の⑤】	地震もしくは噴火またはこれらによる津波による損害に対しては、保険金を支払いません。ただし、この保険では特約により補償することができます。
⑨核燃料物質等による損害【第2条(2)の⑥および⑦】	原子力関係の損害に対しては、危険の性質上、保険金を支払いません。
⑩保険の対象の設計、材質または製作の欠陥を除去するための費用【第2条(3)】	保険の対象に設計、材質または製作の欠陥が存在することが発見された場合、この欠陥を除去するための費用が必要となりますが、これらの費用に対しては保険金を支払いません。 しかし、これらの欠陥が原因となって保険の対象に生じた事故による損害に対しては保険金を支払います。 例えば、 a. 支柱のコンクリート打設に欠陥があって、支柱に「す」ができた。 b. 支柱の「す」のため屋根が倒壊した。 この場合、a. の段階で施工のミスを発見し、これを取り除いたり、補強工事を行ってもこれらの費用に対しては保険金を支払いませんが、a. の段階でそれらのミスが発見できず、b. の損害が発生した場合、この損害に対しては支柱の損害も含め、保険金を支払います。

## ■ 保険責任期間

### ■ 保険期間

1年とします。  
**(注)** 始期および終期の時刻は次の通りとなります。  
 始期：始期日の午前0時  
 終期：満期日の午後12時

### ■ 保険責任期間

保険期間と同一とします。(工事期間中であっても、保険期間始期前および保険期間終了後に生じた事故は支払対象となりません。)  
 個別工事ごとの保険責任は、工事期間の初日(工事期間が始まった後でも、保険の対象が工事現場において輸送用具からその荷卸しが完了した時が遅い場合はその時)に始まり、ただし、保険期間の初日以前に着工された工事の保険責任は、保険期間の初日の午前0時に始まり、個別工事ごとの保険責任は、保険期間の末日の午後12時またはその工事の対象物の引渡しの時(工事の対象物の引渡しを要しない場合はその工事が完成した時のいずれか早い時)に終わります。

## ■ 保険金額

### (1) 保険金額の設定

保険金額は、対象工事の請負契約金額とします。  
 ※次のような場合には、請負契約金額を修正して保険金額を設定する必要があります。(請負契約金額に下記修正を行った後の金額を以下「請負金額」と言います。)

- ① **支給材料の加算**  
 発注者から支給または貸与される機械・部品・工事に用材料など(以下「支給材料」といいます。)が請負契約金額に含まれていない場合には、その金額を請負契約金額に加算した額を保険金額とします。
- ② **除外工事の控除**  
 請負契約金額に対象工事から除外される工事の金額が算入されている場合(建物の建築工事、土木工事、解体工事等が含まれている場合など)には、その金額を請負契約金額から差し引いた額を保険金額とします。
- ③ **出精値引がある場合**  
 出精値引がある場合、保険金額は出精値引前の工事費合計額とします。
- ④ **保険の対象である工事の対象物の一部または全部が古品である場合**  
 保険の対象に古品機械を含む場合は、保険金額は古品機械の価額を新調達価額に換算して定めます。
- ⑤ **補修・改修工事の場合**  
 補修・改修工事における保険金額は、その工事の対象である保険の対象の機械または装置と同種・同能力のものを新規に完成するに要する価格をもって定めます。この場合、保険の対象の範囲をその都度保険申込書または特約により明確にすることが必要です。
- ⑥ **機器、資材の供給とスーパーバイズ契約(組立・試運転作業の監督、指導)の場合**  
 請負契約金額に据付費用等が含まれていないので、保険金額は保険の対象の供給契約に関する価額とスーパーバイズ契約の金額に工事現場における据付費、輸送費、関税等の工事完成に要する費用を加算した額としなければなりません。この場合の取扱いは、「保険金額に関する特約(2)」をセットします。
- ⑦ **その他請負契約金額を修正する必要がある場合**  
 次の場合には、引受保険会社に照会してください。
  - ・工事の請負契約書において、物価変動による請負契約金額の変更が規定されている物件
  - ・保険契約締結時に、あらかじめ物価上昇が見込まれ、請負金額ではそのものの完成価額に不足すると予測される物件

⑪ 完成期限または納期の遅延、能力不足その他の債務不履行によって生じた損害【第2条(4)】	完成期限または納期の遅延、能力不足その他の債務不履行による損害は保険の対象に生じた物的損害ではないため、保険金を支払いません。
⑫ 風、雨、雪、雹もしくは砂塵の吹込みまたはこれらのものの漏入による損害【組立保険追加特約】	単なる吹込みまたは漏入による損害は一定の使用・保管状態において、自然の成行きとしてあるいは不可避的現象として起こる損害であり、不測性を欠くことから、保険金を支払いません。ただし、台風、暴風などにより建物が破壊されたり、窓や壁が破壊されたり、窓や壁が破壊したために建物内の機械設備が損害を受けたような場合は、不測性、突発性が認められることから保険金を支払います(約款のただし書以下の規定は、そのことを意味しています。)
⑬ 申込日以前に発生した台風による損害【特定台風危険補償対象外特約】	台風発生後に保険加入するリスクを排除するため、保険契約の申込日以前(申込日を含みます。)に発生していた台風、低気圧、前線等による損害に対しては、自動セットされる「特定台風危険補償対象外特約」により、保険金を支払いません。 なお、包括契約の場合の継続契約については、この規定は適用されません。
⑭ 日時認識エラーによって生じた損害【日時認識エラー補償対象外特約】	日時認識エラーはチップやプログラムの解析を十分に行っていれば防ぐことができるものであり、不測性に欠けるため、保険金を支払いません。
⑮ テロ行為等によって生じた損害【テロ行為等補償対象外特約(保険金額15億円以上のみ適用)】	テロ行為等(政治的、社会的、宗教的または思想的な主義・主張を有する組織もしくはこれと連携するものが、その主義・主張を実現する目的によってなす暴力行為または破壊行為)によって生じた損害に対しては、自動セットされるテロ行為等補償対象外特約(保険金額15億円以上のみ適用)により、保険金を支払いません。 ただし、保険金額15億円以上の工事についてのみ適用されます。

### (3) 原状復旧費用、残存物取片づけ費用、特別費用の特約

保険の対象以外の物の原状復旧費用補償特約規定	保険の対象の修理のため、保険の対象以外のものの取壊しを必要とする場合、それを復旧するために要した費用を補償します。 支払限度額は、1事故につき300万円となります。
残存物の解体および取片づけ費用補償特約規定	損害の生じた保険の対象の残存物の取片づけに必要な解体費用、取壊し費用、取片づけ清掃費用および搬出費用を補償します。 支払限度額は、主契約の保険金額の10%以内で定めます。
特別費用補償特約規定	請負金額に含まれていない特別費用(急行貨物割増運賃、残業、休日勤務および夜間勤務による割増賃金をいいます。)を補償します。 航空貨物は、ここらいう特別費用には含みません。
陸上輸送危険補償特約	所有もしくは使用する資材置き場などにおいて保険の対象ごとに輸送開始のため積込みを開始した時から工事現場に荷下ろしを完了した時までの陸上輸送中、荷下ろし作業中も補償します。
物価上昇等の調整に関する特約	復旧費について請負金額の積算単価・数量だったものを物価上昇の影響または資材等の購入単位の違いにより要した単価および請負金額を130%までを上限に補償します。